

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産管理システム部会（令和2年度第1回）、業務マネジメント部会（令和2年度第1回）
合同会議
議事要旨

日時：令和3年1月18日（月）16:00～18:00（WEB開催）

<委員からの主な発言>

【海外実績を持つ技術者の活用について】

- ・土木に比べて建築分野は海外に進出している割合が低い。日本の建設業者が東南アジアの事業でどの程度成功しているか、日本では外国人労働者をどう活用しているかなど、今後両部会で議論してはどうか。
- ・当面、平均成績での評価はしないとあるが、海外実績しかない技術者は不利になる。評価方法について各地整の判断に委ねることや、同種業務の仮の点数の付与方法等も検討してほしい。
- ・国内の実績と同様に評価する方向性には異論ないが、品質確保という総合評価の目的に留意して、国内と国外では技術面でどの程度差があるのか、それを踏まえて国内工事の品質確保の観点で評価できるのか、といった視点で検討が必要。
- ・認定・表彰制度の対象を元請に限定しているが、JICA発注の業務を始めODA案件では元請になることはほとんどなく、この条件では国内の地質調査業者がほとんど対象にならないため、今後は下請けも可とするよう検討してほしい。また、ODA案件における地質調査の場合主にコスト面の理由により現地企業を使うことが多いと思うが、品質を確保する観点から技術レベルが高い日本の企業も積極的に活用してほしい。
- ・海外実績を評価して海外に出ていく方向性は良いと思うが、一方で海外の企業が日本で仕事をしたいときに同種工事の実績が無く参加できないこともあると思う。日本の業者が海外で仕事をしようとするとき、海外企業の日本での参画についても慎重に考える必要がある。

【多様な入札契約方式の適用のあり方について】

- ・ECIの活用に異論はないが、通常的设计から施工への流れでも、確定・未確定の諸条件を各事業段階で引き継ぐリスク管理は重要。そのために「施工条件明示チェックシート」を提案しているので活用して欲しい。技術提案・交渉方式では、発注者と施工者、設計者の役割・責任の分担を明確にすると、より円滑に事業が進められる。
- ・資料に明示されていないが、複数年で結ぶフレームワークもあるので、丁寧な示し方が必要。
- ・施工者や設計者だけでなく、発注者側にもリスク予見能力があるはずだが、リスクマネジメントの概念図に発注者の役割が明記されていないのではないかと。発注者の判断で調査にウエイトを置くこともでき、そうした発注者の役割を分かりやすく示すことも必要。
- ・英国ではECIの評価が高く拡大する方向であり、さらに、ESI（Early Supply chain Involvement）という概念に広げ、ありとあらゆる関係者をフレームワークも活用して関与させようという考えも出てきており、認識しておくべき。
- ・公共工事ではどのような契約方式でもリスクマネジメントは必要であり、技術提案・交渉方式だけでやる訳では無いので表現には注意が必要。また、公共工事のリスク発現事例として資料に示されている事例はどれも施工中のリスクであり、早期に把握するのが難しい場合も多いことは認識すべき。
- ・資料に「フレームワーク方式」とあるが、一般的には「フレームワーク合意方式」とした方が理解されやすいかもしれないので、留意されたい。
- ・地質リスクマネジメントのガイドラインを国交省が定めたのは良いことであり、情報をきちんと引き継いでいくのが重要。良い制度を検討いただきたい。
- ・土木では設計を行った後に発注者が成果を引き取って施工者と対峙して仕事をしているが、建築では設計と工事監理でそれぞれ業務独占され、責任も区分されており、法律の問題にもなるので建築の場合はそのことも考える必要がある。
- ・国交省と作成している条件チェックシートの活用を引き続きお願いする。ESIは工場製作に時間がか

かるような工事に有効と考える。

- ・自然条件のリスクが例示されているが、地形の把握も重要であるため明記して測定の重要性を示してもらいたい。災害が起こったときは地元業者が駆けつけて対応するが、測量調査においてもフレームワーク方式を活用すると、地域に精通した業者が活躍できるのではないか。
- ・技術提案・交渉方式で多くの技術者が関与しているが、この方式での実績は、現状では施工の実績としてしか評価されない。技術協力者として参画した者については業務の実績としても評価することを検討願いたい。

【生産性向上や担い手確保を踏まえた総合評価落札方式の運用改善】

- ・国道事務所の総合評価の委員をしているが、ほとんどの契約が一者応札で決まっている印象。本省でもどれだけ一者応札が生じているか把握するとともに、総合評価に参加するための費用や時間がどれくらいかかっているかも確認してほしい。
- ・技術提案や施工計画が履行され生産性が向上したことを工事ごとに確認するのは大変とも思われ、試行は限定的に行った方がよい。
- ・会計法は硬直的である一方、品確法によって契約に柔軟さを持たせていると思うが、今回の総合評価の試行について、品確法のどの部分とリンクさせて考えるかの整理も必要。
- ・土木学会で価格決定構造の転換について議論しているが、民間の実行予算ベースでの応札により実行予算を踏まえた契約とすることを予定価格の引き上げとセットで行うことを考えている。上がった調査基準価格に対し技術開発によってより低い価格で履行し得る場合は認めてよい。不調不落の解消と技術開発の促進につながる。
- ・今回の提案では、政策的に総合評価を活用することになるが、政策目的がどの程度達成されているのか常にモニタリングして改善を考えていき、必要がなくなったらやめる、という認識で検討を進めるべき。

【受注インセンティブ向上や担い手確保を踏まえた入札契約方式の運用改善】

- ・マネジメントの重要性は認識しているが、担い手確保、技術者の育成についても重要であり、そのための評価の仕方を検討する必要がある。これまでの運用実績を整理しながら必要に応じてこちらからも提案していきたい。
- ・手持ち業務量の要件については、近年の技術者単価向上の影響もあり、ぜひ金額の緩和をしてもらいたい。件数については品質を確保する観点からも変える必要がないとも考えている。
- ・地域精通度の評価の導入について、地域コンサルに限定できるような方法を導入いただきたい。
- ・今後の課題として、手持ち業務量に関して、優秀な技術者に多くの仕事に関わってもらいたいので、管理技術者の仕組みに加えて、業務管理はしないが指導する立場のより高度な技術者を位置づけて、多くの業務に関われるようにしてはどうか。この指導技術者は社内でも社外でもよいと考える。
- ・地域精通度に加え「地域活動度」として、洪水直後の痕跡調査を行う等、すぐに現地で仕事ができる体制の組み方を評価の対象とすることについても検討してもらいたい。

【報告事項】

- ・災害復旧のガイドライン改定に関して、地方公共団体も参考となると記載されているが、事業促進 PPP は直轄のような体制がないと難しいので、CM 方式についても言及してはどうか。

以上